

遺族(補償)等一時金

(1) 遺族(補償)等一時金が支給される場合

次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 被災労働者の死亡の当時、遺族(補償)等年金を受ける遺族がいない場合
- ② 遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金(9ページ参照)の額の合計額が、給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

(2) 受給権者

遺族(補償)等一時金の受給資格者は、①～④にあげる遺族でこのうち最先順位者が受給権者となります（②～③の中では、子・父母・孫・祖父母の順）。同順位者が2人以上いる場合は、それぞれ受給権者となります。

なお、子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の身分は、被災労働者の死亡の当時の身分です。

- ① 配偶者
- ② 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
- ③ その他の子・父母・孫・祖父母
- ④ 兄弟姉妹

給付の内容

①被災労働者の死亡当時遺族(補償)等年金を受ける遺族がいない場合

前記(1)の①の場合は、(2)の受給権者に下表の額が支給されます。

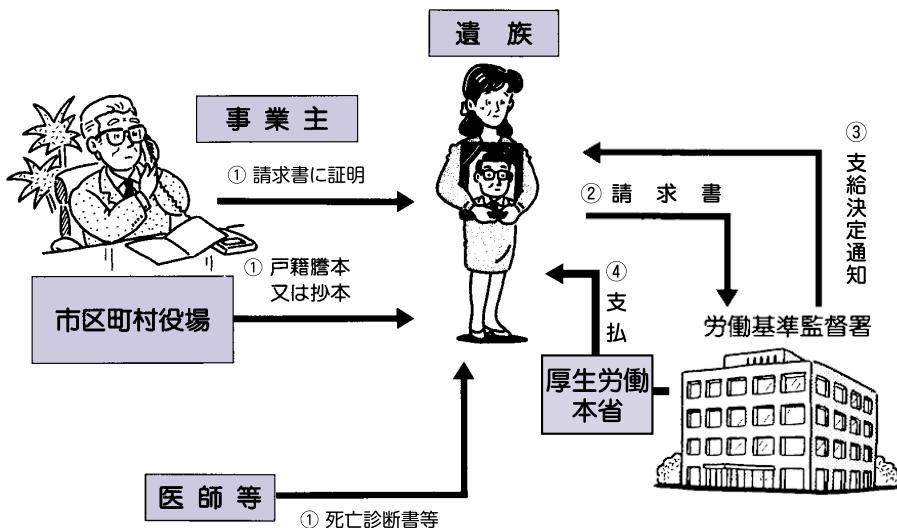
遺族(補償)等一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分	300万円	算定基礎日額の1,000日分

②遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

前記(1)の②の場合は、(2)の受給権者に下表の額が支給されます。

遺族(補償)等一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族(補償)等年金等の合計額を差し引いた金額	—	算定基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族特別年金の合計額を差し引いた金額

請求の手続き



所轄の労働基準監督署長に、「遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書」(様式第15号)または「遺族一時金支給請求書」(様式第16号の9)を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族(補償)等一時金の請求と同時に行うこととなっており、様式も同一です。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
被災労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったとき	その事実を証明する書類
被災労働者の収入によって生計を維持していた者である場合	その事実を証明する書類
被災労働者の死亡当時、遺族(補償)等年金を受けることのできる遺族がない場合	ア 死亡診断書、死体検案書、検視調書またはそれらの記載事項証明書など、被災労働者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類 イ 戸籍の謄本、抄本など、請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
遺族(補償)等年金の受給権者が最後順位者まで全て失権した時で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)等年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	上記イの書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求に関する時効

遺族(補償)等一時金は、遺族(補償)等年金の場合と同様に、被災労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。